Your World First

CMS Law.Tax

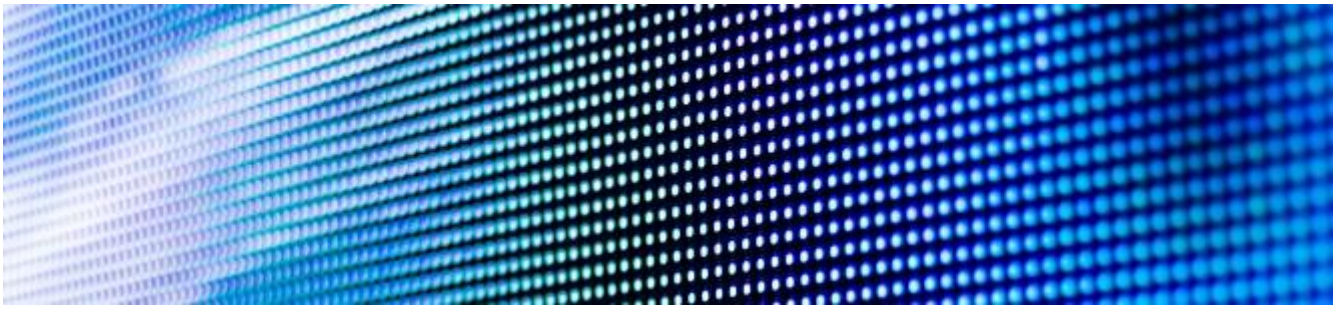

電子サービスを提供する外国企業への付加価値税：ロシアの税務当局による新しい取り組み

2019 年 7 月

Русская версия

ロシア税務当局は、外国の供給者（外国企業）から企業間電子商取引の電子サービスを受けたロシアの購入者（受給者）による付加価値税の納付を認める旨の通達を発翰した。しかしながら、この通達により、外国企業が付加価値税の課税を目的としたロシアにおける登録義務及び自国での非課税申告の提出を免れるものではない。

また、本通達により、当初、電子サービス向けに導入された新しい付加価値税の体制における申請が、ロシアにおいて登録された外国の電子サービス提供者によって提供された他の（非電子サービス）にも拡大適用されることとなる。
本年初頭以来、ロシアにおいて企業間電子商取引の電子サービスを提供する外国企業には、ロシアにおける付加価値税に関する登録、付加価値税の還付及び納付申告が義務付けられている。（変更詳細については、弊所前回のアラートをご覧ください。）
付加価値税からの歳入が実質的に減少したことからも見て取れるが、本新規則により外国企業は、国境を越えた電子サービスの決済の多くを保留することとなった。

非電子サービスへの新規則の適用の拡大

ロシア連邦税務局は、その業務がロシアの付加価値税の課税対象である場合、ロシアにおける付加価値税に関する登録をした外国の電子サービス提供者による他の（非電子）業務にも、付加価値税申告と納付要件を拡大適用する予定である。

ロシア財務省も同様の見解をとることが確認されている。（財務相通達 2019 年 3 月 15 日付第 03-07-08/17231 号、2019 年 3 月 28 日付第 03-07-08/21484 号、及び 2019 年 4 月 4 日付第 03-07-08/2376 号をご参照のこと。）

これら他の業務には、ロシア連邦における物品の販売、購入者の引渡地で付加価値税の課税が可能であるロシアのクライアントへのサービス（例えば、コンサルティング、アカウンティング、エンジニアリング、マーケティング・サービス等）の提供が含まれる。

以前の税務構造では、ロシアのサービス受給者は、付加価値税を差し引き、ロシアの予算への納付義務を負っており、この場合、適用されない。

ロシア当局からの新しい見解において、非電子サービスにおける資金の流れに対して重要な付加価値税の計算及び納付詳細（例えば、課税基準の決定－発生主義によるのか現金主義によるのか付加価値税還付様式および必要な立証文書を用いるのか等）は明確にされていない。これらの事項のさらなる明確化が期待される。

付加価値税納付手続への妥協

電子サービスに対する新しい付加価値税規則は、当初、電子サービスへの税務代理構造の廃止を目的とするものであったが、ロシア連邦税務局からの通達の公式見解は以下のとおりである。

- 電子サービスのロシアの受給者が自発的に電子サービス（または、ロシアにおいて登録された電子サービス供給者によっ

て提供された非電子サービスへの付加価値税）を納付し、納付した金額の付加価値税の相殺を請求する場合、ロシア税務当局は、サービス供給者への重複した付加価値税の請求、または、これらのサービスの受給者からの納税額の再計算を求める権限を有しない。
- ロシアの受給者が自発的に付加価値税を納付した業務に関する以外、外国の電子サービス供給者がロシアにおいて付加価値税の課税対象となる業務を行っていない場合、外国の電子サービス供給者は、付加価値税の重複納付を回避するために、登録業務のすべてについて納税額がない旨の付加価値税確定申告を行わなくてはならない。

この新しいアプローチの下では、当該サービスのロシアの受給者が付加価値税の確定申告をし、自発的に納付するため、外国の電子サービス提供者による未納付の付加価値税に対して、ロシアの受給者には何ら法的責任もない。

興味深いことに、以前財界内で回覧された通達案においては、無登録業者の取り扱いについても触れられていたが、本通達においては、これらの規定が無登録の電子サービス提供者に適用されるか否かについての明確な記載がない。

本通達は何ら法的拘束力を有することはないが、本通達の存在により、税務当局との紛争のリスクが軽減される。しかしながら、仮にロシアの法廷にそのような紛争が持ち込まれた場合、否定的な結果となる可能性も除外されない。同時に、地方税務当局が勧告に応じることのない連邦税務局へ納税者が案件の報告をする可能性のある特定のオンライン様式を導入した。

本通達には、外国のサービス提供者による新規則の順守を容易にするよう、財界とロシア当局間における重要な妥協案が示されている。これらの新しい見解の背景にある経済的理由は、新規則によりロシア税務当局への登録を義務付けられることとなった外国の電子サービス提供者がその登録をしなかったこと、多くの企業が国境を越える支払の保留をしたことによる本年度のロシアの歳入の減少に現れている。

本通達の定めは一時的なものであることが見込まれ、登録された電子サービス提供者による電子サービスおよびその他のサービスへの付加価値税の課税を規制する連邦法が改正されるまで適用されるであろう。

対応策

上記の観点より、外国の電子サービス提供者は以下の対策をとる必要がある。

- ロシアにおける既存の資金の流れを再点検し、電子及び非電子サービスの内容が、将来、新規制の下で、付加価値税の申告・納付の対象となっているか否かを決定すること。
- ロシアにおいて提供された非電子サービスへの付加価値税の申告方法を準備または更新すること。
- 付加価値税の納付及び申告手続に関して取るべき方法を電子（または非電子）サービスのロシアの受給者と交渉し、供給者、受給者のいずれが付加価値税の納付をすべきかを決定すること。
- 付加価値税納付の問題および納付責任を網羅し、必要な変更を加えた形で相手方当事者と合意すること。

CMS ロシアの税務担当部門は、ロシア税務法令におけるめまぐるしい変化を常に注視しております。さらなる変更があった場合は、更新情報をお伝えします。

**ロシア語*

上記事項についてご不明な点等ございましたら、CMS Russia、担当弁護士にご遠慮なくお問い合わせください。

Dominique Tissot
Partner | Head of Tax

E dominique.tissot@cmslegal.ru

Georgy Daneliya
Counsel | Head of Japanese Desk

E georgy.daneliya@cmslegal.ru

Maria Kabanova
Associate | Tax

E maria.kabanova@cmslegal.ru